

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																			
福岡保健学院 福岡看護専門学校		平成29年3月20日	松原 孝俊	〒811-0213 福岡県福岡市東区和白丘2-1-12 (電話) 092-607-0053																			
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																			
学校法人福岡保健学院		平成29年3月20日	蒲池 昭子	〒811-0213 福岡県福岡市東区和白丘2-1-12 (電話) 092-607-0053																			
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																		
医療	医療専門課程	看護学科 第1科(3年課程 全日制)		平成22年文部科学省 告示第31号																			
学科の目的	人間性豊かな人格の陶冶と、看護師となるために必要な知識及び高度な技術を専門的に教育し、以て社会に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。																						
認定年月日																							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
3年	昼間	3015時間	1980時間	0時間	1035時間	0時間	0時間																
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																	
150人		147人	0人	9人	120人	129人																	
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 講義、実習に必要な時間の出席状況と当該科目の評価により行う。科目の評価は優・良・可・不可(60点未満)の4段階とし、可以上を合格とする。																		
長期休み	■夏期休業: 8月上旬より4週間 ■冬期休業: 12月下旬より2週間 ■春期休業: 3月下旬より2週間			卒業・進級条件	(進級) 教育課程に基づき、各学年の科目単位を履修すること。 (卒業) 本校にて履修すべき科目のすべてにおいて単位履修の認定をうけ、学校運営会議で学校長が卒業を認定する。																		
学支支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 クラス担任、教務部長による面談、スクールカウンセラーによるカウンセリング等			課外活動	■課外活動の種類 クラブ活動などの課外活動は無し。 教科外活動については、研修旅行、学生間交流会等 ■サークル活動: 無																		
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成29年度卒業生) 社会医療法人財団池友会、一般社団法人巨樹の会の病院等 ■就職指導内容 ・関連病院就職説明会の実施 ・クラス担任による面接の指導を行い、就職試験に向けて指導を実施 ■卒業生数 42人 ■就職希望者数 40人 ■就職者数 40人 ■就職率 : 100% ■卒業者に占める就職者の割合 : 95.2% ■その他 ・進学者数: 1人 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報)			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師 国家試験</td> <td>②</td> <td>41人</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※別列の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	看護師 国家試験	②	41人	41人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																				
看護師 国家試験	②	41人	41人																				
中途退学の現状	■中途退学者 8名 ■中退率 5.4% 平成29年4月1日時点において、在学者147名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者139名(平成30年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、健康問題、経済的理由 ■中退防止・中退者支援のための取組 入学時より、専門職業人としての自覚を高めていくように研修等を行っている。また、学校生活では、朝・夕のHRにおいて担任が学生の状況を確認し、適宜面談等を実施している。特に連絡なく欠席する学生については、その日のうちに本人または保護者に連絡をとり、必要時面接を行うなど迅速な対応を行っている。学生、保護者との面接内容によっては、スクールカウンセラーの活用を勧めるなど対応している。実習が進むにつれ、学業不振となり精神面での不安を訴える学生が多くなるため、実習担当教員、実習指導者とも連携をとりながら早目の対応ができるように取り組んでいる。																						
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象(5人)																						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																						
当該学科のホームページURL	URL: http://www.fukuoka-kango.jp/																						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
 2025年問題を見据えた社会保障制度改革の動きが進んでいる中、少子高齢化の進展による人口の構造変化は、保健・医療・福祉に大きな影響を及ぼしており、国民の医療・介護に対するニーズは増大し、多様化・複雑化している。そのため、従来の病院完結型から、医療・ケアと生活が一体化した地域完結型の体制へと転換が図られている。そのような中で看護基礎教育においては、看護に必要な知識や技術を習得することに加え、いかなる状況に対しても、知識、思考、行動というステップを踏み最善の看護を提供できる人として成長していく基盤となるような教育の提供が不可欠であるとの見解が示されている。本校の卒業生のほとんどは急性期病院に就職しており、演習や実習などで実践と思考を連動させながら看護の実践能力を育成しているよう、特に看護技術教育においては、シミュレーション教育やオスキー等を取り入れた授業展開を行っている。また、超高齢社会、地域医療に対応するために、専門分野、統合分野において老人保健施設や訪問看護ステーションでの実習を取り入れている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
 医療福祉分野と連携しより実践的な教育課程を編成するための重要事項の協議を行う。教職員は、委員会の協議を活用し、教育課程編成および教育内容の質向上に努めなければならない。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年3月28日現在

名前	所属	任期	種別
田爪 正氣	学校法人 健康科学学園	平成28年4月1日～平成30年3月31日	② 看護学科
岡嶋 泰一郎	社会保険 仲原病院	平成29年4月1日～平成30年3月31日	③ 看護学科
末廣 小百合	社会医療法人財団 池友会 福岡和白病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ 看護学科
加藤 利沙	社会医療法人財団 池友会 新小文字病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ 看護学科
田中 比呂子	社会医療法人財団 池友会 福岡新水巻病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ 看護学科
羽野 琴美	社会医療法人財団 池友会 新行橋病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ 看護学科
島田 道子	一般社団法人 巨樹の会 新武雄病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ 看護学科
春口 幸太郎	社会医療法人財団 池友会 福岡和白病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
池田 裕一	社会医療法人財団 池友会 新行橋病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
野村 晋広	一般社団法人 巨樹の会 新武雄病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
林田 大輔	一般社団法人 巨樹の会 新武雄病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
饗場 智暁	一般社団法人 巨樹の会 下関リハビリテーション病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
佐藤 稔	株式会社 シンダー (福岡県作業療法士会理事)	平成28年4月1日～平成30年3月31日	① リハビリテーション学科
穴井 翼	社会医療法人財団 池友会 福岡和白病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
清水 慎吾	社会医療法人財団 池友会 香椎丘リハビリテーション病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
花田 宗久	社会医療法人財団 池友会 香椎丘リハビリテーション病院	平成29年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
音地 亮	社会医療法人財団 池友会 福岡新水巻病院(福岡県理学療法士会理事)	平成29年4月1日～平成30年3月31日	① リハビリテーション学科
山田 友紘	一般社団法人 巨樹の会 八千代リハビリテーション病院	平成29年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
保科 憲幸	一般社団法人 巨樹の会 千葉みなとリハビリテーション病院	平成29年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
川野 将広	一般社団法人 巨樹の会 原宿リハビリテーション病院	平成29年4月1日～平成30年3月31日	③ リハビリテーション学科
山本 智子	学校法人 福岡保健学院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
田川 秀明	学校法人 福岡保健学院 福岡和白リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
天野 豊子	学校法人 福岡保健学院 福岡水巻看護助産学校	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
赤野 志保美	学校法人 福岡保健学院 福岡看護専門学校	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
笹田 秀子	学校法人 福岡保健学院 下関看護リハビリテーション学校	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
淀川 めぐみ	学校法人 福岡保健学院 武雄看護リハビリテーション学校	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
豊島 宇茂	学校法人 福岡保健学院 八千代リハビリテーション学院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
木村 公治	学校法人 福岡保健学院 武雄看護リハビリテーション学校	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
落合 裕之	学校法人 福岡保健学院 下関看護リハビリテーション学校	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
橋本 勝彦	学校法人 福岡保健学院 小倉リハビリテーション学校	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
御幡 瞳	学校法人 福岡保健学院 福岡水巻看護助産学校	平成28年4月1日～平成30年3月31日	
原田 祥子	学校法人 福岡保健学院 小倉リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成30年3月31日	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
 (年間開催数)年2回(開催時期)3月、9月

(開催日時)

第1回 平成29年9月29日 14:00～16:00
 第2回 平成30年3月28日 10:30～12:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

意見交換によって、臨床現場での現状から、卒業前の看護技術習得の必要性が再認識された。学生は臨地実習の範囲や機会が限定される方向にあり、卒業時に一人でできるという看護技術が少なく、自信がもてないまま就職している。そこで、看護基礎教育の中での技術教育を充実させることが必要であると考え、基礎看護学の中での基礎看護技術教育においては、1年次からシミュレーション、オスキーを取り入れた授業を行うようにしている。また、臨地実習においては、受け持ち患者を想定しての事例をもとにした技術練習を行い、臨地実習に臨むように取り組んでいる。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成にあたっては「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の中で、97単位以上、3000時間以上の講義、実習を行うようにすることが義務づけられている。実習は、実践活動の場において行う臨床実習であり、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院等を確保することが定められており、企業と連携して看護実践能力を育成していくことは必須である。さらに、実践能力を育成するためには、実践と思考を連動させながら学ぶことが必要であり、臨床実習においては、患者やその家族、医療従事者との関わりや、実習場でしか体験できない看護技術の習得など、直接経験を積むことができることから連携を図ることは大変意義深いものである。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

- ① 臨床側との指導者会議を行うことにより、学校の教育目標、実習の位置づけ、実習の目的・目標・内容、実習の年間スケジュール、実習時間、講義の進捗と実習の経験内容、各学年の到達レベル等を協議する。
- ② 実習評価については、各領域の実習終了後に学校側と臨床側で協議し評価する。
- ③ 実習指導者と担当教員が学生の実習状況の把握に努め、互いに情報共有を図り実習内容が実施できるようにしている。
- ④ 臨床側主催の指導者研修に参加し、教育課程、学生の状況等を話し理解を深めていただくようにしている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。(実習施設総数 12施設)

科目名	科目概要	連携企業等
成人看護学実習Ⅰ	成人の生命の危機的状況にある患者・家族を理解し、看護できる能力を養う。	社会医療法人財団池友会 福岡和白病院
老年看護学実習Ⅱ	老年期の特徴、保健・医療・福祉システムに関する理解を深め、老化に伴う変化と自立に向けた看護及び家族への支援ができる能力を養う。	社会医療法人財団池友会 香椎丘リハビリテーション病院
小児看護学実習	小児各期の成長発達を理解し、さまざまな健康レベルにある小児とその家族に対する看護が出来る能力を養う。	医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院
母性看護学実習	周産期母児の特徴と母児及びその家族をとりまく諸状況を理解し、対象に応じた看護を実践できる能力を養う。	医療法人社団わかば会 和白ヶ丘レディースクリニック
在宅看護論実習	地域及び在宅においての看護活動を通して、在宅療養者及びその家族を理解し、在宅看護の役割・機能を果たす基礎的能力を養う。	株式会社シダー あおぞらの里和白訪問看護ステーション

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

看護基礎教育を充実させるためには、看護教員の質の向上が不可欠であり、平成22年の今後の看護教員のあり方に関する検討会の中で、看護教員として、教育実践能力、看護実践能力、コミュニケーション能力、マネジメント能力、研究能力が求められている。そのように看護教員の資質・能力を向上させるため、本校において以下のように研修を位置づけている。医療現場は日進月歩しており、企業と連携し、最新の知識と技術を学び、教育課程編成及び教育に反映することで、即戦力の育成を目指すと共に、学生の主体的学びを育み「自己研鑽」できる人間力を育てるための教育力向上を目指すため研修を行う。研修は「学校法人福岡保健学院福岡看護専門学校 研修規程」に則り実施する。

- ① 専攻分野における実務に関する研修等
 - i 専攻分野における学会研修会への参加
 - ii 関連病院での合同学術研修会への参加
 - iii 関連病院での臨床研修への参加
 - ② 指導力の習得・向上のための研修等
 - i 教育研究大会等への参加
 - ii 専攻分野の教員養成研修へ参加
 - iii 法人主催の中央研修への参加
- さらに、専攻分野及び教育に関する研究を積極的に行い学会参加での発表を行う努力をすること、学会及び研修参加後は速やかに復命書を提出するとともに、学校全体の教育力向上のため伝達講習を実施することが定められている。

(2) 研修等の実績

- ① 専攻分野における実務に関する研修等

新入職者については、臨床実習での学生指導に役立てるために、自身の専門領域に係る産学連携の実習施設で2～3週間の研修を行う。
また、看護協会等の団体が主催する研修に年1回程度参加し、専門分野に関する最新の情報を得ている。中央研修として関連の看護学校4校で専門領域別グループ研修を年1回行っている。

(研修実績)
4校合同中央研修: 専門領域別教育研修(老年看護学, 成人看護学, 在宅看護論, 看護の統合と実践)
業者主催: 学生が主体的に学ぶための精神看護学の講義・実習の構築と工夫, 看護教育UPセミナー 高齢者看護の実践

- ② 指導力の修得・向上のための研修等

看護学校の4校が集まり中央研修として研修企画・運営を行っている。その中で、教育研修として授業リフレクション、看護実践能力向上のためのシミュレーション研修、新人研修などを年1回程度行っている。また、県や看護協会が主催する教員向けの研修や学会等に参加している。

(研修実績)
県主催: 平成29年度福岡県専門教員養成講習会, 福岡県看護教員継続研修(中堅期)
4校合同中央研修: アクティブラーニング, シミュレーション教育を考える
業者主催: シミュレーション基礎型教育セミナー, 講義・演習・実習で学生の思考力・判断力を育てる教育法, 看護過程に活かすシナリオシミュレーションのいろは

(3) 研修等の計画

- ① 専攻分野における実務に関する研修等

(研修計画)
4校合同中央研修: 専門領域別教育研修(基礎看護学, 成人看護学, 老年看護学, 母性看護学, 小児看護学, 精神看護学, 在宅看護論, 看護の統合と実践)
業者主催: 助産師観が揺さぶられる“愛に包まれた”いのちの授業”の進め方, 出生前診断により苦渋の選択を迫られた妊婦・家族の心理的支援, 臨床の最新動向を踏まえた周手術期の看護の教授ポイント, 看護教育UPセミナー 精神看護学

- ② 指導力の修得・向上のための研修等

(研修計画)
県主催: 福岡県看護教員継続研修
4校合同中央研修: アクティブラーニング
業者主催: 看護過程の適切な展開方法と根拠がある指導法, 実習におけるパフォーマンス, 教科書で学べないやる気ある人材づくり, 初歩から学ぶルーブリック作成・活用・見直しのポイント, 新人・学生から中堅まで! 社会人基礎力を身につけさせる具体的な関わり方, 時間も教員もベッドも足りない学校でもできるシミュレーション教育, 形態機能学に基づくヘルスアセスメント・授業・演習の進め方教授法-日常生活行動に基づく支援・思考枠組みのエッセンス

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

- ①学校の教育目標、計画に沿った取り組みの達成状況、学校運営等への取組みが適切に行われたかについて自己評価を行い、学校運営、教育活動等の課題について、継続的に改善を図るとともに、公表することで学校関係者評価結果の客観性・透明性を高め、開かれた学校作りを行う。
- ②継続した連携協力体制を確保するため、卒業生、医療機関、地域関係者から規程に基づき選任した委員による「学校関係者委員会」を設置し、学校関係者評価を実施する。
- ③具体的には「学校法人福岡保健学院福岡看護専門学校学校評価実施規程」に則り実施する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①教育理念・目的・人材育成像の明確化 ②学生・保護者・学校関係者への周知 ③医療・福祉のニーズとの整合性
(2) 学校運営	①事業計画の策定 ②運営組織・意思疎通機能の明確化 ③情報システム化による業務の効率化
(3) 教育活動	①教育理念に沿った教育課程編成・実施方針の策定 ②実践教育の視点に立ったカリキュラム教授内容の工夫 ③医療・福祉実践教育の体系化 ④授業評価実施体制 ⑤教育力向上のための研修の実施
(4) 学修成果	①就職率向上への努力 ②退学率・留年率低減の努力 ③国家試験合格率への努力 ④卒業生の状況を教育活動に反映
(5) 学生支援	①学生相談及び就職相談に関する体制整備 ②学生生活指導及び安全管理に関する体制整備 ③高校や保護者と連携した指導の取組
(6) 教育環境	①教材及び教育環境改善の取組 ②臨床実習における環境改善の取組 ③防災に関する体制整備
(7) 学生の受入れ募集	①高等学校等への適切な情報提供 ②資格取得・就職状況等の適切な情報提供
(8) 財務	①中長期的な学校の財務基盤の安定 ②予算・収支計画の妥当性 ③会計監査の適切な実施
(9) 法令等の遵守	①法令・設置基準等の遵守と適正な運営 ②個人情報保護対策
(10) 社会貢献・地域貢献	①学校施設を活用した社会貢献・地域貢献 ②学生ボランティア活動
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

【教育活動について】 医療機関関係者より、新入職者に対する授業の工夫等助言できるような体制作りをしてほしいとの要望があった。授業改善については、各自が研修へ参加して積極的に意見交換を行えるような職場環境作りを目指していく。また新人教員については、プリセプター制を取り入れ、学生支援、クラス運営や授業方法等話し合い問題解決が図れるようにしている。

【学修成果について】 卒業生の社会での貢献度の評価の実施、退学率・留年率の低減に努力してほしいとの指摘をうけた。卒業後のキャリア形成への効果を把握することは、学校の教育活動の改善に役立てるものであるため、今後同窓会等も連携し卒業生の動向を調査していくことに努めていく。退学率・留年率の低減に関しては、入学生の基礎学力の低下に対し、入学前からの学習習慣の確立に向けeラーニングを導入することにした。また、志望動機が不明確な学生については、入学時のガイダンス等において専門職業人としての意識を高めるような取り組みを行っていく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年3月28日現在

名前	所属	任期	種別
西村 由紀子	純真学園大学	平成29年4月1日～平成30年3月31日	有識者委員
跡部 秀之	福岡県立福岡魁誠高等学校	平成29年4月1日～平成30年3月31日	有識者委員
奥永 哲二	福岡県立八幡中央高等学校	平成29年4月1日～平成30年3月31日	有識者委員
阿部 正剛	福岡市議会議員	平成28年4月1日～平成30年3月31日	地域委員
後藤 歩	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 福岡県済生会二日市病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	卒業生委員
松木 秀明	学校法人東海大学	平成28年4月1日～平成30年3月31日	有識者委員
新井 光男	首都大学東京	平成28年4月1日～平成30年3月31日	有識者委員
桑名 俊幸	社会医療法人財団 池友会 福岡和白病院	平成28年4月1日～平成30年3月31日	企業等委員
川原 健一	公益社団法人福岡医療団 たたらリハビリテーション病院	平成29年4月1日～平成30年3月31日	卒業生委員
牛尾 拓郎	一般社団法人 あきの会 みかんの樹	平成29年4月1日～平成30年3月31日	卒業生委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生、校長等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ:平成30年8月1日

URL: <http://www.fukuoka-kango.jp/>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①学生・保護者に対して教育活動等の情報提供を行うことで説明責任を果たす。
- ②教育情報を積極的に提供することによって本校の特色をアピールすることや資質の向上を図る。
- ③学校の教育活動の課題を示すことで、高校関係者や保護者等からの理解や支援を得ることができる機会とし、本校に対する理解を深めていただく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①校長名 ②所在地 ③連絡先 ④学校の沿革 ⑤学校の特色 ⑥教育目標 ⑦運営方針 ⑧教育指導計画 ⑨学校行事計画
(2)各学科等の教育	①入学者選考の方針及び方法 ②定員数 ③教育課程 ④進級及び卒業要件 ⑤資格取得 ⑥卒業者数及び卒後の進路状況
(3)教職員	①教職員数 ②教職員の組織
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育への取組状況 ②企業等との授業等の取組状況 ③就職支援の取組状況
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事への取組状況 ②課外活動等の状況
(6)学生の生活支援	①生活支援の取組状況
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金の取り扱い ②修学支援の内容
(8)学校の財務	①資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表
(9)学校評価	①自己点検及び自己評価報告書 ②学校関係者評価による改善方策
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法:ホームページ

URL:<http://www.fukuoka-kango.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程看護学科第1科) 平成29年度																	
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携		
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任			
○			論理学	看護には事実を正しく解釈し、表現する能力が必要である。また、論理的なものの方見方や記述ができるように論理的思考の基礎を学習し、専門職としての科学的態度の基礎を身につける。	1前	30	1	○			○			○			
○			情報科学	現代社会の中でさまざまな情報がコンピューター管理されている。そのため、看護に必要な情報の入手の仕方やデータ処理ができるようにコンピューターの基礎的知識と基本操作を身につけ、さらに倫理に基づいた管理についても学ばせたい。	1前	30	1	○			○				○		
○			人間工学	人間の動作や医療現場におけるさまざまな現象を科学的に認識し、科学的根拠に基づく看護実践へとつなげていけるように物理的視点から物事を捉える力を習得させたいため設定する。看護援助をする時の物理的視点を学習し、活用できるような内容とする。	1前	30	1	○			○					○	
○			心理学	看護の対象は人間である。人間の心理や行動を理解するために、精神的側面からの理解が必要である。対象と主体的に関わるための自己及び他者を理解し、人間の心についての理解を深めるために設定する。	1前	30	1	○			○					○	
○			成長発達論	人間の一生涯という全行程を発達のプロセスとしてとらえ、人のライフサイクルにおける各ステージの身体的・知的・情動的・社会的など多様な側面が互いに機能的に関連し合うことを考えることができるよう設定する。	1前	30	1	○			○					○	
○			倫理学	医療技術の発達にともなって、倫理的判断を問われる出来事が起きてきている。そこでどのような判断に基づいて医療に携わるべきであるか考える力をつけるため設定する。	1前	15	1	○			○					○	
○			教育学	自然や社会との関わりの中で、さまざまな価値観や生活態度を身につけ、その社会の中でよく生きていけるよう援助することができるよう教育する基礎的能力を養うため設定する。	1後	30	1	○			○					○	
○			家族社会学	自己を取り巻く、社会・家族・文化がどのように人間に影響また変化しているかを理解し、社会的存在としての人間を理解させたいために設定する。	1前	15	1	○			○					○	
○			文化人類学	世界の様々な民族の社会・文化をすることによって、自分にとってあたりまえのことが、他者にとってあたりまえとは異なることを知り、文化の異なる人々の援助に活用していくことをねらいとする。	1前	15	1	○			○					○	
○			生活科学	看護は健康問題に関わる対象の日常生活の援助をすることから、日歩の営みであり、身近な生活に焦点を当てよりよい生活のための知識を学ぶため設定する。	1前	15	1	○			○					○	
○			法律学	看護を取り巻く社会にどんな「法」が存在し、どのような問題が生じているかを知ることで看護に問われる法的責任への考えの基礎を養うため設定する。	1後	30	1	○			○					○	

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			英語	医療に関する医学用語の概念や活用方法を知り、医学情報や医療文献を読解・表現する能力を身につけるために設定する。	1前	30	1	○			○			○	
○			人間関係論	人間関係に関する理論・技術を基盤に、病者や家族、医療関係者間、あるいは自己を取り巻く人々との関係を成立するための基礎的能力を養うために設定する	2前	30	1	○	△		○				○
○			解剖学Ⅰ	正常な人体の形態・構造を系統的に学び他の基礎医学や臨床医学を修学する基礎とする力を養うため設置した。	1前	30	1	○			○				○
○			解剖学Ⅱ	正常な人体の形態・構造を系統的に学び他の基礎医学や臨床医学を修学する基礎とする力を養うため設置した。	1通	30	1	○			○				○
○			生理学Ⅰ	正常な人体の生命を維持するために相互に巧妙に協調する機能を学習するために設置した。	1前	15	1	○			○				○
○			生理学Ⅱ	正常な人体の生命を維持するために相互に巧妙に協調する機能を学習するために設置した。	1通	30	1	○			○				○
○			形態機能学	疾病予防、疾病からの回復、健康の維持増進に向けて援助を実施するために基礎となる「正常な人体の諸器官の形態と機能」についての知識の習得また、日常生活行動を援助する看護技術の基礎知識の理解を目的とする。	1通	30	1	○			○			○	
○			生化学	生命現象を分子レベルで理解し、生体の微妙な仕組みと化学変化を理解する。消化・吸収・代謝の機序を理解する。生化学検査の意味を理解する。	1後	30	1	○			○				○
○			病理学Ⅰ	臨床医学全般について病理・病態的变化の発生機序を学ぶことで看護学実践の基礎となる力を養う。	1前	30	1	○			○				○
○			病理学Ⅱ	疾病を人体の機能障害と捉え症状のメカニズムを中心に主な検査・治療を含む内容とする。そして、病理・病態的变化の発生機序を学ぶことで看護学実践の基礎となる力を養う。	1後	30	1	○			○				○
○			病理学Ⅲ	病理・病態的变化の発生機序を学ぶことで看護学実践の基礎となる力を養う。	1通	30	1	○			○				○
○			病理学Ⅳ	病理・病態的变化の発生機序を学ぶことで看護学実践の基礎となる力を養う。	2前	30	1	○			○				○

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			病理学V	病理・病態的变化の発生機序を学ぶことで看護学実践の基礎となる力を養う。	2通	30	1	○			○			○	
○			病理学VI	病理・病態的变化の発生機序を学ぶことで看護学実践の基礎となる力を養う。	2前	30	1	○			○			○	
○			薬理学	基本的な薬物の種類と作用・機序・特徴を学び、人体への影響を理解することで看護実践の基礎となる力を養う。	1後	30	1	○			○			○	
○			微生物学	微生物が人体に及ぼす影響を理解し、微生物学の基本的知識を疾病の理解、看護に応用できる力をつけるため設置した。	1後	30	1	○			○			○	
○			治療論	医療の現場において治療がどのような目的でなされているかを知り、治療を受ける患者に看護を提供するうえでの基礎知識を身につけるため設置した。	1後	30	1	○			○			○	
○			保健医療論Ⅰ	医療の歴史と発展を知った上で現在抱えている問題点を知り、専門職として社会に貢献する方向性、視点について学ぶため設置した。	1前	15	1	○			○			○	
○			保健医療論Ⅱ	医療における諸問題をふまえ、倫理的判断力が身につくよう設置した。種々の健康問題を知り、地域住民や患者の抱えている生活上の諸問題について考え、医療・保健・福祉の改善のための基礎的な能力を養うために設置した。	1後	30	1	○			○			○	
○			社会福祉Ⅰ	現代社会における社会福祉とは何か、その現象、理念、意義を学び、さらに社会福祉の制度体系や価値について学習するために設定した。	3前	15	1	○			○			○	
○			社会福祉Ⅱ	社会福祉の実際の活動に基づいて、看護師としての役割を身につけるため設置する。	3前	15	1	○			○			○	
○			関係法規	関係法規を通して専門職業人としての責任と役割を自覚し、看護の立場を明確にするため設定する。	3前	15	1	○			○			○	
○			公衆衛生学	臨床以外での看護専門職の役割や保健衛生的な考えを身につけるため設定する。	3前	15	1	○			○			○	
○			基礎看護学Ⅰ-1	看護の概念や本質を理解し看護の役割・機能を学ぶことで、看護とは何かということを理解するために設定する。また、看護師が専門職として看護を行ううえでの倫理的判断・倫理的行動は常に意識する必要があるため設定する。	1前	30	1	○			○		○		

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			基礎看護学Ⅰ-2	看護理論について学ぶことで看護学への導入を図り、自己の看護観の構築に繋げていく。また、看護研究における基礎を身につける内容とする。	2前	30	1	○			○		○	○	
○			基礎看護学Ⅱ	コミュニケーションは、看護実践において対象との関係を成立・発展させるための基盤となる。人との対話が希薄となっている学生に対し、コミュニケーション技術を強化した内容とする。	1通	30	1	○	△		○		○		
○			基礎看護学Ⅲ	看護技術を実践する過程で問題を明確にする手段として、科学的な観察をもとに、現象の意味するものを考える力を養うために設定する。	1通	30	1	○	△		○		○		
○			基礎看護学Ⅳ	すべての看護場面に共通する医療安全の認識を高め、安全で安楽な技術を行うための基盤として設定する。生活の場を整えることは健康に関わる生活行動の1つである。「環境」とは何かを理解し、環境を整えるための方法について学ぶために設定する。	1通	30	1	○	△		○		○		
○			基礎看護学Ⅴ	看護過程とは、健康上援助を必要とする対象との相互作用に基づいて行う看護上の問題解決過程である。人間を全体的・統合的に捉え、いかに看護援助を意図的・科学的に行っていくのか追求し、その能力を養うために設定する。	1通	30	1	○	△		○		○		
○			基礎看護学Ⅵ	日常生活行動上の食と排泄について、看護問題を把握する技術や安全・安楽で最も適した生活行動援助を提供するための技術を習得する。	1通	30	1	○	△		○		○		
○			基礎看護学Ⅶ	日常生活行動上の清潔と活動・休息について、看護問題を把握する技術や安全・安楽で最も適した生活行動援助を提供するための技術を習得する。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			基礎看護学Ⅷ	検査・治療をうける対象を知り、診療時の援助技術を理解するために設定する。	2前	30	1	○	△		○		○		
○			基礎看護学Ⅸ	複数で多重の健康上の問題を持った患者の理解とその看護について、状態に応じた看護技術を行うための基礎的能力を養う。そして、看護実践の場に役立てるために、これまでに習得した1つ1つの日常生活行動援助技術を統合的に学習していく必要がある。	1通	30	1	○	△		○		○		
○			成人看護学Ⅰ	成人各期の身体的・心理的・社会的特徴を環境との関連において統合して捉え、起こりやすい健康問題を理解する。又、個人並びに集団に対する成人保健活動や保健行政の実際を学び、総合保健医療における看護の役割と機能を理解する。	1通	30	1	○			○		○		
○			成人看護学Ⅱ	健康ニーズの高まり、健康に対する意識も向上しているが、成人の健康を脅かしている生活習慣病の問題も大きい。そのため疾病と共生しながら、成人としての生活を成り立たせていくことが必要となる。多様な健康状態・健康問題に対応するための方法や健康教育・患者教育について学ぶ。	1後	30	1	○			○		○		
○			成人看護学Ⅲ	多様な健康障害が日常生活行動に及ぼす影響も大きく、セルフケアの再構築を余儀されることも少なくない。そのため、QOLの向上を目指し、セルフケアの促進、障害と共に生きていく患者の理解、社会復帰に向けて取り組んでいく過程、保健医療福祉の連携、社会資源の活用などを学ぶ。	1通	30	1	○			○			○	

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			成人看護学Ⅳ	突発的に呼吸・循環・生体防御などの機能に重篤な障害が起こり、生命維持に必要な医療処置を必要とすることも少なくない。さらに、医療の高度化・複雑化とともに身体侵襲が大きく生命の危機にさらされる治療・検査・処置も多い。そこで、各治療法などが生体に及ぼす影響を理解し、患者の状態に応じた看護方法を学ぶことが必要となる。	2前	30	1	○			○	○			
○			成人看護学Ⅴ	死因の第1位はがん、その9割以上が病院死であり、がん看護の必要性は高まっている。人生の終焉を迎える日々を援助するためには、痛みで代表される苦痛の緩和や生活の質の保証に関する看護を行う必要がある。また、個人の尊重や倫理的問題についても取り上げ生きること死ぬことについて考えを深める機会とする。	2通	30	1	○			○	○			
○			成人看護学Ⅵ	事例（ペーパーシミュレーション）を通して、看護実践に必要な科学的根拠に基づいた問題解決能力を身につける。	2通	30	1	○			○	○			
○			老年看護学Ⅰ	対象と対象を取り巻く社会・環境について理解し、看護の基本となる考えを学ばせるために老年看護概論を設定する。加齢に伴う身体的・精神的・社会的側面の特徴や健康課題を理解し、老年看護の基本となる考え方を学ばせる。また、老年者を取り巻く保健・医療・福祉の現状、連携の重要性や活動と役割について学ぶ。さらに、自己の老年観を考えさせる。	1後	30	1	○			○	○			
○			老年看護学Ⅱ	方法論として、加齢による変化に対する生活援助技術を学ばせていくことが必要となる。そこで、加齢に伴う様々な現象が生活に及ぼす影響、QOLを高める日常生活の援助技術、障害された機能を補うための器具・福祉用具の活用方法について学ぶ。高齢者の終末期の看護についても考えを深めさせる。	2通	30	1	○			○	○			
○			老年看護学Ⅲ	方法論として高齢者の特徴的な健康障害、症状・治療・処置時の看護の方法を学ばせる必要がある。そこで、加齢に伴う様々な現象について理解し、老年期に発症しやすい健康障害と看護について学ぶ。また、治療・検査が老年者に与える影響と必要な援助方法について学ぶ。	2前	30	1	○			○	○			
○			老年看護学Ⅳ	老年看護学ⅠとⅡで生活援助技術や健康障害時の看護を学ぶ。そして、総合的に考えるために看護過程展開技術の学習が必要となる。高齢者に特有な事例を通して、老年期の特徴を踏まえ、健康障害のレベルに応じた看護が実践できるよう日常生活上の問題点をアセスメントし、自立への援助・二次的障害の予防・社会資源の活用などを総合的に考えた看護過程の展開の実践を学ぶ。	2後	15	1	○			○	○			
○			小児看護学Ⅰ	小児看護の変遷、小児医療や看護の動向、小児をめぐる法律や政策から、健康の保持増進に必要な保健活動や看護師の役割について理解する。さらに、子どもを中心とした養育者を含めて子どもを直接援助し、周囲から全体を支援する役割・機能について学ぶ。また、小児の健全な成長・発達のための、発達段階や発達課題を学び、心身の健全な育成、養育、小児看護の役割や援助の方法を理解する必要がある。	2前	30	1	○			○	○			
○			小児看護学Ⅱ	健康障害が小児・家族に及ぼす影響を理解し、健康障害に伴う治療・処置時や様々な制限が対象や対象の生活に及ぼす影響を理解し、援助を行うための基礎的知識を身につける。	2前	30	1	○			○	○			
○			小児看護学Ⅲ	小児は成長発達の様相により、特有の経過を辿ることがある。小児の身体的・精神的機能をふまえ、小児によくみられる症状の理解や、看護の視点と方法を学ぶ。また、成長発達の途上にある小児は健康段階に応じ様々な影響を受けている。そこで、健康段階に応じ、小児およびその家族に必要な看護について考える。	2後	30	1	○			○	○			
○			小児看護学Ⅳ	成長発達途上の小児に起こりうる主な看護問題について身体的・精神的・社会的特長から理解をはかる。	2後	15	1	○			○	○			
○			母性看護学Ⅰ	母性看護学概論では対象の特性と看護の目的を理解することをねらいとして、母性看護の基盤となる概念、人間の性と生殖、女性のライフサイクル各期における看護、母性看護を取り巻く社会の変遷と現状、母性看護の動向・生命倫理と看護倫理を学ぶ内容とした。	1後	15	1	○			○	○			

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			母性看護学Ⅱ	正常な妊娠・分娩の経過と看護について理解できることを目的とし、家族も含めた看護や保健指導が実施出来るように母性看護技術・演習を含めて学ぶ内容とした。	2前	30	1	○			○			○	
○			母性看護学Ⅲ	正常な産褥期・新生児期の経過と看護について理解できることを目的とし、家族も含めた看護や保健指導が実施出来るように母性看護技術・演習を含めて学ぶ内容とした。また、健康の視点で対象をとらえやすいようにウェルネス看護診断の考えを取り入れ、事例により、産褥と新生児の看護過程を学び、母性看護について理解を深める内容とした。	2後	30	1	○			○		○		
○			母性看護学Ⅳ	母性機能に障害を持った人の看護について理解できることを目的に、周産期にある人のハイリスク時の看護では、ハイリスク状態と主な治療・その看護について対象者とその家族を含めた看護を学ぶ。さらに、女性のライフサイクルの中での健康障害として女性生殖器疾患の看護を考え母性看護を広い意味で捉えることが出来るような内容とした。	2後	30	1	○			○				○
○			精神看護学Ⅰ	精神看護の基本的な概念を学ばせるために精神看護学Ⅰとして精神看護学概論を設定する。精神障害とは何か、精神医療と看護が辿ってきた歴史の変遷を正しく理解する。また、精神医療に関する法律や権利擁護について学ぶ。さらに、心の成長発達や適応について学ぶ。	2前	15	1	○			○				○
○			精神看護学Ⅱ	精神疾患及び症状・治療・検査について学ぶ。ここでは、疾患からくる対象の症状や障害の違いと治療が与える影響について学ぶ。	2前	30	1	○			○				○
○			精神看護学Ⅲ	精神看護の対象となるあらゆる人々の精神の健康保持のための看護を学ぶ。また、他者を理解するためには自己理解が必要であり、自己の振り返りを含めた対象理解の方法について学ぶ。また、療養環境についてや対象を支える家族について学ぶ。	2前	30	1	○			○				○
○			精神看護学Ⅳ	精神看護学Ⅱ、Ⅲで精神看護における対象の理解、必要な看護援助について学んでいる。その学びを統合して考えるために代表的な精神疾患の事例をふまえて、看護の実際やプロセスレコードを用いての問題解決法などについて学ぶ。	2後	30	1	○			○				○
○			在宅看護論Ⅰ	社会のニーズの変化や地域看護と在宅看護の概念を学び、地域看護における在宅看護の位置付けを理解させる。また、在宅療養者を支えるシステムについて社会制度や福祉についても学習する。在宅看護の歴史の変遷や在宅療養者の尊重されるべき権利や在宅看護に必要な倫理について総合的に学ぶ。	2前	15	1	○			○			○	
○			在宅看護論Ⅱ	在宅看護の対象となる療養者と家族に焦点をあて、療養者や家族の特徴やニーズを学ぶ。また、在宅における看護活動の実際とケアマネジメントの実際を理解し、在宅療養者を中心として様々な職種の調整を必要とする看護の役割を理解する。	2前	30	1	○			○				○
○			在宅看護論Ⅲ	具体的に在宅で行われている援助技術について、訪問時に必要な観察・コミュニケーション・指導技術や実際に行われている日常生活援助技術、医療処置を伴う生活行動支援技術について学習する。また、在宅における終末期看護について、家族へのグリーフケアも含めて学ぶ。	2前	30	1	○			○				○
○			在宅看護論Ⅳ	看護過程の展開を通して在宅看護の特徴と看護師の責任の重大さ、判断力・応用力について学ぶ。また、難病の事例を用いることで終末期看護における看護援助技術も学ぶ。	3前	15	1	○			○			○	
○			看護管理	チームで働くことが求められる看護師に必要なマネジメントや他職種・地域との連携など、臨床現場に適応しメンバーシップをとれることを目的とする。また、論理的思考を身につけ、自己の看護観を育成する能力を養う。	3前	30	1	○			○			○	○

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			災害看護・国際看護	国際協力の分野で看護師がどのように貢献することができるか考え、自己の考えを深める。災害における看護師の役割について学び、看護実践のための基礎的な知識を身につける。	3前	30	1	○			○			○		
○			医療安全	リスクマネジメント能力、倫理的判断能力を養うとともに、卒業時に求められる知識・技術を習得し、対象の状態に応じた看護を実践する力を養う。	3前	30	1	○			○		○	○		
○			臨床看護の実践	既習の知識・技術を統合し、対象の状態に応じた看護を実践する能力を養う。	3通	30	1	○			○		○			
○			基礎看護学実習Ⅰ—1	患者の療養生活や看護活動の実際を見学することにより、看護に対する関心を高める。	1前	15	1				○		○	○	○	
○			基礎看護学実習Ⅰ—2	患者の状態に合わせた日常生活援助が安全・安楽に実施できる。	1後	30					○		○	○		○
○			基礎看護学実習Ⅱ	1. 健康障害をもつ対象者との関わりを通して看護を科学的に実践するための方法である看護課程展開の実際を学ぶ。 2. 受け持ち患者の看護を通して良好な人間関係を築いていくことの重要性を学ぶ。	2前	90	2				○		○	○		○
○			成人看護学実習Ⅰ	成人の生命の危機的状況にある患者・家族を理解し、看護できる能力を養う。	3前	90	2				○		○	○		○
○			成人看護学実習Ⅱ	成人の周手術期にある患者・家族を理解し、患者の変化を予測し生命力の消耗が最小となるよう生命維持・健康回復への看護が実践できる。	2後	90	2				○		○	○		○
○			成人看護学実習Ⅲ	成人慢性期にある対象を理解し、健康障害とともに生きていくために必要な看護が実践できる。	3前	90	2				○		○	○		○
○			老年看護学実習Ⅰ	老年期にある対象の健康段階に対応した患者の特性を理解し、個別に応じた看護の実践ができる能力を養う。	2後	90	2				○		○	○		○
○			老年看護学実習Ⅱ	老年期の特徴、保健・医療・福祉システムに関する理解を深め、老化に伴う変化と自立に向けた看護及び家族への支援ができる能力を養う。	3前	90	2				○		○	○		○
○			小児看護学実習	小児各期の成長発達を理解し、さまざまな健康レベルにある小児とその家族に対する看護が出来る能力を養う。	2後	90	2				○		○	○		○

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			母性看護学実習	周産期母児の特徴と母児及びその家族をとりまく諸状況を理解し、対象に応じた看護を実践できる能力を養う。	3前	90	2			○		○	○		○
○			精神看護学実習	精神に障害のある対象の健康問題と生活上の問題を理解し、精神看護の役割を理解する。また、人間関係を発展させるための基礎的能力を習得し、その過程において自己をみつめる能力を養う。	3前	90	2			○		○	○		○
○			在宅看護論実習	地域及び在宅においての看護活動を通して、在宅療養者及びその家族を理解し、在宅看護の役割・機能を果たす基礎的能力を養う。	3後	90	2			○		○	○		○
○			統合実習	看護実践を通して専門職業人としての責任と役割を考察する。	3後	90	2			○		○	○		○
合計					86科目		3015時間(97単位)								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
(卒業要件) 本校にて履修すべき科目のすべてにおいて単位履修の認定をうけ、学校運営会議で学校長が卒業を認定する。 (履修方法) 実習に必要な時間の出席状況と当該科目の評価により行う。科目の評価は優・良・可・不可(60点未満)の4段階とし、可以上を合格とする。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	24週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。